

3階

団体総合補償制度

〔団体総合生活補償保険（MS&AD型）〕

年2回 募集受付

10月申込

翌年2月1日午後4時から補償開始

4月・5月申込

9月1日午前0時から補償開始



「病気、や「ケガ」による入院や通院、手術などに備えることができます。

団体総合補償制度の特徴

01



ご退職後も
ご継続いただけます。

02



ご家族のみでも
ご加入いただけます。

03



傷害最大約46%、疾病40.5%の
割引が適用されます。

（団体割引30%、損害率による割引
傷害15%・疾病15%・大口契約割引10%
（傷害危険に関する危険料率部分のみ））

基本補償

シンプルプラン A1



ケガや病気による入院・手術などに備える基本のプランです。初めて保険の加入を検討している方や単身者向けの一番シンプルなプランです。
本プランでも以下のような高度治療費に備えることができる補償をご用意しています。



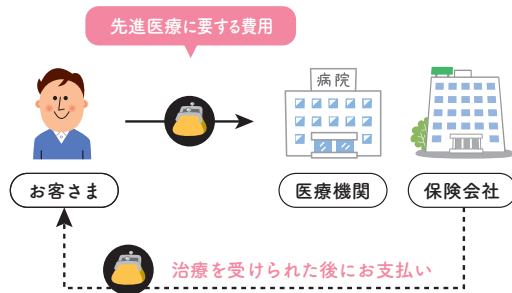
「先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約」が
付帯されています！

もしもの高額治療費に備えていますか？

備えがあれば治る病気、受けられる治療があります。

通常

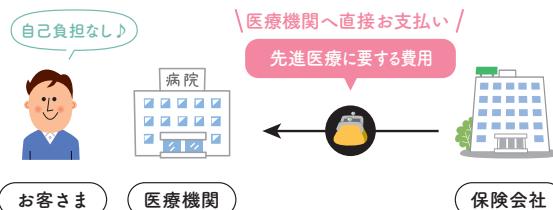
通常、保険金のご請求は治療実施後であり、引受保険会社から保険金をお支払いする前に、お客さまご自身が先進医療に要する費用をご負担いただく必要がございます。



付帯

先進医療・拡大治験・
患者申出療養費用保険金補償特約

お客さまに代わり、先進医療に要する費用を医療機関へ直接支払うことが可能なため、自己負担なく、治療が受けられます。*



先進医療に要する費用は、高額になるケースもあるので、保険金として直接病院等へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。

※直接支払いをご希望の場合は、先進医療を受けられる前に引受保険会社へご連絡およびお支払いに必要となる書類をご提出いただく必要がございます。なお、お支払いのための内容確認にお時間を要する場合や、直接支払いの実施を医療機関に同意していただけない場合など、ご利用いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ワイドプラン B1



シンプルプランよりも成人病への補償を手厚く設計したプランで、ケガや病気による入通院等の他に、三大疾病に備えた一時金などが付帯されます。がんなどの成人病が心配な方におすすめのプランです。

POINT! 「三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」が付帯されています！

三大疾病とは？

「がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中」を指します。がんと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病し治療を目的とした入院をしたときのいずれかの場合に100万円をお支払いします。



POINT! 「成人病2倍支払特約」が付帯されています！

成人病とは？

がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気をいいます。

成人病2倍支払特約とは？

特約記載の成人病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気）の治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にしてお支払いします。

女性プラン F1



シンプルプランよりも女性特定疾病への補償を手厚く設計したプランでケガや病気による入通院等の他に、三大疾病に備えた一時金などが付帯されます。

POINT! 「女性特定疾病2倍支払特約」が付帯されています！

この特約が付帯されていることにより、被保険者の疾病が特約記載の女性特定疾病である場合に、その女性特定疾病の治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にしてお支払いします。

がんプラン G1 G2 G3



がんのみ補償特約が付帯されているため、がんの治療を目的とする入院および通院期間、ならびに手術および放射線治療に限り、疾病保険金・疾病入院時一時金をお支払いするプランです。入院日額・がん診断保険金額が3プランからお選びいただけます。がんへの補償を充実させたい方におすすめのプランです。（先進医療・拡大治験・患者申出療養費用のみがん以外の疾病も補償対象、またケガによる入通院等も補償されます。）

POINT! 「がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」が付帯されています！

がん診断保険金はこのような時にお役に立ちます！



がんと診断確定されたときに



長期治療・保険診療外で自己負担が高額になった場合に



収入の減少に

POINT! 「抗がん剤治療特約」が付帯されています！

抗がん剤治療保険金

抗がん剤治療を受けた月ごとに
抗がん剤治療保険金額

5万円 × 下表の倍率

以下以外の約款所定の抗がん剤による治療の場合	2倍
乳がん・前立腺がんの内分泌療法（ホルモン療法）による治療の場合	1倍

（注）・保険期間を通じて抗がん剤治療保険金のお支払いは、抗がん剤治療保険金額の120倍を限度とします。また、本特約では先進医療・治験薬剤に該当する治療は補償の対象となりません。
・抗がん剤治療保険金については上皮内新生物は補償されません。

ケガのみプラン AK BK



ケガによる入通院などの補償に特化したプランです。年齢に関係なく、保険料は一律で、入院日額は2プランからお選びいただけます。

オプション加入プラン KS



病気やケガによる入通院の補償が既に充分な方で、日常生活賠償や弁護士費用などのオプションのみに加入をご希望の方向けのプランです。（他の5つの基本補償プランに加入される場合は加入の必要はありません。）

オプション

本人介護 HK



被保険者本人の要介護状態(要介護2以上の状態)が30日を超えて継続した場合に、介護一時金額の全額を一時金としてお支払いします。介護への備えを充実させたい方におすすめのプランです。



要介護状態(要介護2以上の状態)^{※1}が30日を超えて継続した場合、介護一時金額(介護一時金支払特約^{※2})の全額を一時金としてお支払いします。

※1 要介護状態(要介護2以上の状態)とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

公的介護保険制度の
第1号被保険者

65歳以上

要介護2以上の
要介護認定の効力が
生じた状態

公的介護保険制度の
第2号被保険者

40歳以上65歳未満

要介護2以上の
要介護認定の効力が生じた状態
ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

公的介護保険制度の
被保険者以外

40歳未満

要介護2以上に相当する
約定所定の寝たきり
または
認知症により
介護が必要な状態

※2 介護一時金支払特約は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

親介護 OK



親の介護が始まる前にしっかりと備えておきたい方におすすめのプランです。

親介護一時金^{※1}

親御さまが要介護状態(要介護2以上の状態)^{※2}となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合に、一時金を親御さまにお支払いします。

※1 親介護一時金支払特約は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

※2 要介護状態(要介護2以上の状態)については本人介護 **HK** の※1をご確認ください。

日常生活賠償 NB



他人に危害を加えてしまった場合など、損害賠償責任を負った場合に備えるプランです。同居のご家族も補償対象になります。日常的に自転車を利用される方にもおすすめです。

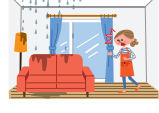


日常生活賠償オプションには以下2つの補償がセットされています！

1 日常生活賠償保険金


自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。


お店の商品を壊してしまった。


水濡れを起こし、階下の他人の家財などに損害を与えてしまった。



誤って線路に立ち入り、安全確認のため電車を運行不能にさせ、鉄道会社に損害(振替輸送費用等)を与えてしまった。(日本国内のみ)

など

その他にもおすすめのポイント！

1 ご家族も対象

ご家族^{※1}も被保険者(補償の対象者)となります。



2 示談交渉サービス

日本国内において被保険者(補償の対象者)に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、引受保険会社は示談交渉をお引き受けします。^{※2}



※1 被保険者(補償の対象者)となる家族の範囲の詳細は、重要事項説明書P17をご確認ください。

※2 示談交渉サービスをご利用いただくためには所定の条件があります。詳細は重要事項説明書P29をご確認ください。

2 受託物賠償責任保険金

受託物の損壊・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。
ただし、重要事項説明書P14に記載の「補償対象外となる主な『受託物』」については、補償の対象にはなりません。



携行品 KE



携行品の破損や盗難等に備えるプランです。
旅行がお好きな方や、外出が多い方は加入していると安心な補償です。
補償が必要なご家族それぞれでご加入が必要です。



盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

ただし、重要事項説明書P14に記載の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

例えば
こんなときに



ハンドバックを
ひったくられた



スキー板を
折ってしまった

弁護士費用 BE



被害事故に遭われたときの損害賠償を請求する時や法律相談に備えるプランです。
弁護士への相談費用の負担もカバーできるプランです。



被害事故に遭われたときの弁護士への相談費用等を補償

お支払対象となる例

自転車に衝突され、けがをしたため、相手方との交渉を弁護士に依頼し、弁護士費用等を負担した。



「団体総合生活補償保険」改定のご案内

1. 補償内容等の主な変更点

がん・三大疾病診断保険金補償の改定（ワイドプラン・女性プラン・がんプラン）

改定項目	改定内容
対象となるがんの 範囲の拡大	- がんの範囲について、原発がんに加え、再発がん、転移がんも新たに補償対象とします。なお、保険金の支払限度回数は1年に1回です。 - 原発がんの診断が保険期間前であっても、保険期間中に再発・転移がんと診断された場合に保険金の支払い対象となる可能性があります。
がんの場合の 通算支払限度 回数を緩和	- 再発・転移がんを補償対象とする改定に伴い、継続する一連の保険期間を通じて保険金のお支払い回数の限度を1回とする規定について、がんの場合のみ^(※)1年に1回を限度とする規定に緩和します。 - 直近で既に保険金を支払ったがんと診断確定された日から、その日を含めて1年を超えて再び支払事由に該当するがんと診断確定された場合には、保険金の支払い対象となります。なお、直近で既に保険金を支払ったがんと診断確定された日から、保険期間をまたいで1年以内に再びがんと診断確定された場合には、保険金を支払いません。 (※) 三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約における急性心筋梗塞・脳卒中については、継続する一連の保険期間を通じて保険金の支払いを1回を限度とする規定に変更はありません。

その他普通保険約款・特約についても、一部改定しています。詳細は重要事項説明書をご参照ください。

2. 保険料の改定

コロナ禍や直近の医療状況、物価上昇等を踏まえ、保険料を改定します。詳細は後述の保険金額・保険料表をご参照ください。

天災危険補償特約付！

基本補償

病気とケガの補償

団体割引等
最大
約46%
適用*

※適用割引の詳細は13ページをご確認ください。

			シンプルプラン A1	ワイドプラン B1	女性プラン F1
保険金額	病気・ケガ	入院 病気やケガで入院したとき	1日につき 3,000円	3,000円	3,000円
		手術 病気やケガで手術を受けたとき	【ケガ】 ①入院中に受けた手術の場合:傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合:傷害入院保険金日額×5 【病気】 ①入院中に受けた手術の場合:疾病入院保険金日額×20 ②①以外の手術の場合:疾病入院保険金日額×5		
		通院 病気やケガで通院したとき	1日につき 1,000円	1,000円	1,000円
		先進医療・拡大治験・患者申出療養費用	高度医療に関わる実費 1,000万円限度(保険期間通算) 先進医療 拡大治験 患者申出療養		
		入院時一時金 病気・ケガで入院したとき	5万円	5万円	5万円
	病気	放射線治療 病気で放射線治療を受けたとき	1回につき 疾病入院保険金日額の10倍	1回につき 疾病入院保険金日額の10倍	1回につき 疾病入院保険金日額の10倍
		三大疾病診断 三大疾病と診断され、特約所定の支払要件を充足したとき	—	100万円	100万円
		成人病2倍支払特約	—	○(特約付帯) 成人病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち、特約記載の病気)であるとき、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にしてお支払いします。	—
		女性特定疾病2倍支払特約	—	—	○(特約付帯) 特約記載の女性特定疾病であるとき、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にしてお支払いします。
	ケガ	後遺障害 ケガで後遺障害が残ったとき	300万円	300万円	300万円

		A1	B1	F1
月払保険料(2026年2月1日)時点での満年齢	0~4歳	1,080円	1,160円	1,210円
	5~9歳	980円	1,050円	1,080円
	10~14歳	820円	890円	900円
	15~19歳	830円	880円	910円
	20~24歳	930円	1,000円	1,070円
	25~29歳	1,060円	1,230円	1,360円
	30~34歳	1,180円	1,540円	1,740円
	35~39歳	1,220円	1,740円	1,920円
	40~44歳	1,220円	2,030円	2,160円
	45~49歳	1,350円	2,550円	2,630円
	50~54歳	1,570円	3,140円	3,140円
	55~59歳	1,910円	4,400円	4,320円
	60~64歳	2,500円	7,030円	6,890円
	65~69歳	3,480円	9,680円	9,440円
	70~74歳	4,780円	12,970円	12,580円
	75歳以上*	75歳以上の方は右記の【ケガのみ補償】からお選びください。		

*【ケガのみ補償】にご加入の場合、病気の補償はありません。



オプション

【基本補償】にご加入の方のみ

	本人介護 HK	親介護 OK	日常生活賠償 NB	携行品 KE	弁護士費用 BE
	介護一時金	親介護一時金	日常生活賠償保険金	携行品損害保険金	弁護士費用等保険金
	要介護状態（要介護2以上の状態）が30日を超えて継続したとき	親御さまが要介護状態（要介護2以上の状態）となり、その要介護状態が30日を超えて継続したとき	日常生活に起因する偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負われたとき	携行品に損害が発生したとき	被害事故にあい、損害賠償請求や法律相談を行ったとき
保険金額	100万円 全額を一時金としてお支払い	100万円 全額を一時金として親御さまにお支払い	国内外補償 （一部国内のみ） 3億円 示談交渉サービス付き （国内のみ） + 受託物賠償責任保険金 受託物について正当な権利を有する方に対して、法律上の損害賠償責任を負われたとき 国内外補償 （ただし、日本国内での受託物のみ補償） 30万円 （保険期間通算） 免責金額： 1事故につき5,000円	国内外補償 30万円 （保険期間通算） [免責金額： 1事故につき3,000円] [再調達価額]	弁護士費用等保険金 日本国内のみ補償 300万円 引受保険会社の同意を得て支出した額（1事故・被保険者1名ごとにつき、弁護士費用等保険金額が限度） 法律相談費用保険金 日本国内のみ補償 10万円 引受保険会社の同意を得て支出した額（1事故・被保険者1名ごとにつき、10万円が限度）

	HK	OK	NB	KE	BE
「親介護OKプラン」については、特約被保険者の満年齢					
0～4歳	10円	—			
5～9歳	10円	—			
10～14歳	10円	—			
15～19歳	10円	—			
20～24歳	10円	10円			
25～29歳	10円	10円			
30～34歳	10円	10円			
35～39歳	10円	10円			
40～44歳	10円	10円			
45～49歳	10円	10円			
50～54歳	30円	30円	120円	140円	180円
55～59歳	70円	70円			
60～64歳	170円	170円			
65～69歳	400円	400円			
70～74歳	900円	900円			
75～79歳	2,000円	2,000円			
80～84歳	5,170円	5,170円			
85～89歳	10,440円	10,440円			
90歳以上	90歳以上の方はご加入いただけません。				

注意点

- この保険は三越伊勢丹グループ共済会が保険契約者となる団体契約です。
- 保険期間：2026年2月1日（日）午後4時～2027年2月1日（月）午後4時までです。
- 加入内容の変更や継続停止のお手続きをされない場合、自動継続加入とさせていただきます。なお、退職後も会員ご本人・ご家族とも継続加入できます。
- 基本補償はいずれかのプランに1つご加入ください（オプション補償のみご加入したい方は基本補償KSプランと合わせてご加入ください）。また、被保険者1名につき1プランのみご加入いただけます。
- 保険始期日時時点で75歳以上の方は【病気とケガの補償】【がんとケガの補償】にはご加入いただけません。【ケガのみプラン】【オプション加入プラン】【オプション】にご加入ください。
- 先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金、オプション（介護一時金、親介護一時金を除く）のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
- 退職後は、退職者用の「団体総合補償制度」にご加入し、ご継続いただけます。
 - ＜退職後に継続をご希望の場合＞
 - OB・OG共済会に入会の方は、引き続きグループエムアイカード決済（月払）でご加入いただけます。
 - OB・OG共済会に入会されない方は、カード退会翌月1日で補償は終了となります。
 - ＜退職後に解約をご希望の場合＞
 - 退職月の月末（土曜・日曜・年末を除く）までに解約する旨をエムアイカード保険担当までお知らせください。解約書類をお送りいたします。
 - ※転籍・転換・再雇用（勤務形態変更を含む）される場合などは、退職扱いにはなりません。